

第 10 回新宿区議会政治倫理条例に関する懇談会会議要録（平成 16 年 10 月 29 日）

- 1 「新宿区議会議員政治倫理条例に関する答申案の審議」を議題として、議論した。
はじめに、会長が答申案について新たに提出された意見・要望に対する起草委員会の検討結果を説明した。その結果、区民 500 人の連署について、審査会委員の男女比についての 2 点について、審議し、その他については、起草委員会とおりとすることを決定した。

区民 500 人の連署について

- ・ 住民監査請求での職員措置請求書のように、「区民審査請求書」の記載仕方を工夫することにより、乱発に対する歯止めは可能であるので、1 人でよい。
- ・ 審査請求の入口は広げておく。審査会を通して乱発を防止する。500 人は多い。限りなく 1 人に近い数字がよい。
- ・ 区民 1 人で審査請求できるなら、議員も 4 人の連署ではなく 1 人でよい。50 人～100 人が適当である。
- ・ 有権者の 0.1%250 人位が妥当である。
- ・ 300 人～500 人位必要である。
- ・ 500 人は多すぎる。100 人が適当である。
- ・ 100 人～300 人が適当である。
- ・ 100 人位が限度と考える。
- ・ 30 人～50 人でどうか。
- ・ 300 人～500 人がよい。
- ・ 審査請求を乱用しないようにするには 100 人位、利用しやすいようにするには 30 人位が適当であり、その範囲で決めたらよい。
- ・ 区民が署名を集めることは、100 人が限度である。
- ・ 公的な人間を審査するのであるから、500 人にこだわる。500 人でも少ないくらいだ。

結論：区民の連署は 100 人とする。

審査会委員の男女比について

- ・ 男女いずれか一方の性が委員総数の 4 割未満にならないようにすることに賛成である。
- ・ 委員総数は 8 名であり、3 名だと 37.5%であり、35%未満にならないようにすることがよい。
- ・ 当たり前のことであり、この文言を入れることは必要ない。
- ・ 男女共同参画の視点から、入れるべきである。
- ・ 新宿区男女共同参画推進条例にも、この文言は入っている。

結論：「委嘱にあたって、原則として男女いずれか一方の性が委員総数の 4 割未満に

ならないようにする。」の文言を入れる。

その他として、兼業の報告義務のところ、「法人その他の団体の取締役、理事、監事、顧問若しくはこれらに順ずる職」に監査役を加えることを決定した。

- 2 懇談した。
- 3 会長が、議長に懇談会委員総意で作成した「新宿区議会議員政治倫理条例に関する答申」を渡した。
- 4 議長及び会長があいさつし、懇談会を終了した。